三笠公園ほか４箇所
指定管理者募集要項

令和３年（2021 年）７月

横須賀市環境政策部公園管理課

横須賀市文化スポーツ観光部文化振興課

横須賀市みなと振興部港湾管理課

目　　次

1　施設の目的及び方向性 …… 1
2　施設の概要 …… 2
3　申請資格 …… 6
4　申請の手続き …… 7
5　提出書類等 …… 9
6　候補者の選考 …… 12
7　選考基準 …… 13
8　指定管理者が行う業務 …… 15
9　上記８の業務に付随して行う業務 …… 16
10　管理の基準 …… 19
11　指定期間 …… 21
12　利用料金等 …… 21
13　指定管理料 …… 22
14　物品の帰属等 …… 22
15　施設修繕に係る経費 …… 23
16　横須賀市と指定管理者の責任分担 …… 23
17　事業の継続が困難となった場合の措置 …… 25
18　指定及び協定の締結 …… 25
19　業務を実施するにあたっての留意点 …… 26
20　実施予定表に基づく進捗管理と次期指定管理者選考への影響 …… 26
21　業務の引継ぎ …… 26
22　スケジュール …… 26
23　その他 …… 27

≪添付様式≫

（様式１－１－１）指定管理者指定申請書
⇒（様式 1-1-2 代表団体用）（様式 1-1-3 構成グループ（団体）用）
（様式１－２－１）指定管理者指定申請書
⇒（様式 1-2-2 代表団体用）（様式 1-2-3 構成グループ（団体）用）
（様式２）団体概要書　（様式３）役員等氏名一覧　（様式４）共同事業体協定書兼委任状
（様式５）管理実績、障害者雇用、所在地区分申告書
（様式６）三笠公園ほか４箇所指定管理者事業計画書　（様式７）実施予定表
（様式８）人員配置計画書　（様式９）三笠公園ほか４箇所指定管理業務収支予算書
（様式10）三笠公園ほか４箇所指定管理者指定申請にかかる誓約書

指定管理者募集要項

三笠公園ほか４箇所の指定管理者を次のとおり募集します。

１　施設の目的及び方向性

(1)　目的

（三笠公園、ヴェルニー公園、平和中央公園）

三笠公園、ヴェルニー公園及び平和中央公園は、都市公園条例に基づき、市民の憩いの場、地域づくりの交流の場となることを目的として設置した施設です。

三笠公園は、その名前にもあるように「記念艦三笠」が保存・展示されており、公園としてだけではなく、歴史的観点からも国内外から注目されています。また、東京湾に面した開放的な立地と融合させることで、他に類も見ない特徴的な施設となっています。

ヴェルニー公園は、フランス庭園様式を採用した花壇の整備された公園でバラの名所としてだけでなく、横須賀本港に面しているその立地から海上自衛隊横須賀基地や米海軍横須賀基地を一望できるため、本市の歴史的な背景を垣間見ることができる空間となっています。

また、ヴェルニー公園内に立地する、よこすか近代遺産ミュージアムティボディエ邸は、本州最古級の西洋建築であった横須賀製鉄所副首長官舎を復元した建物で、日本近代化の礎となった横須賀製鉄所の技術や文化・習慣などを当時の実物品や映像で展示する教養施設です。また、横須賀に点在する歴史や文化のスポットを繋ぎ市域全体を大きな博物館として捉えた「ルートミュージアム」構想の周遊拠点であり、観光ガイダンス施設としても位置づけられています。

平和中央公園は、高台に位置し、市街及び東京湾を一望できる眺望の良い場所であるとともに、市民の憩いの場として地域住民から親しまれてきた公園です。また、戦没者慰霊塔や平和への願いを込めたモニュメントが設置されており、平和を祈念する場としての役割も有しています。

（うみかぜ公園、海辺つり公園）

うみかぜ公園・海辺つり公園は、昭和 59 年から始まった安浦地区埋立事業「横須賀市海辺ニュータウン」で誕生した公園です。港湾緑地条例（平成４年横須賀市条例第 28 号）に基づき、市民が海に親しむ憩いの場を提供し、余暇の活用と健康の増進を図ることを目的としています。

うみかぜ公園は、東京湾で唯一の自然島である「猿島」が目前に迫り、浦賀水道を航行する船舶を一望できる絶好の眺望が最大の魅力であることから、それを生かして「明るさと開放感」「優しさと暖かみ」「若さと躍動感」をデザインのテーマに景観形成を行った施設です。

海辺つり公園は、500 メートルにわたる釣り場に木製ベンチが連なるほか、安全対策のフェンスやはしご、浮き輪などを設置した、家族そろって海釣りが楽しめる施設です。

(2)　方向性

（三笠公園、ヴェルニー公園、平和中央公園）

三笠公園及びヴェルニー公園は、本市有数の集客施設として交流人口の増加を図るため、情報発信を積極的に行い、周辺施設との連携により、魅力ある空間づくりに取り組むものとします。

三笠公園は、中心市街地に近いまとまった平場空間を有し、野外ステージや音楽噴水池などの多くの施設や季節を感じられる花木などから、近隣住民の憩いの場としての機能充実はもちろんのこと、市街地から近い立地を活用しさまざまな分野のイベントの開催を行います。

ヴェルニー公園は、その特徴的な立地と眺望を活かした利用方法の検討を促進し、夜間の利活用という点に重きを置いて取り組んでいきます。また、施設ごとの活用のみならず、東京湾に面する４施設を一体的に捉え、猿島及び新港地区における賑わい施設等と連携を図ることで、周辺地域活性化の一翼を担う施設になることを目指します。

平和中央公園は、公園施設や立地を活かして新たな横須賀の観光資源として活用し、集客を目的とした情報発信やイベント等によって、横須賀の魅力向上、特に上町エリアの活性化を図っていくことを目指します。また、引き続き地元に親しまれ、地域住民の交流の場として機能していくことを期待します。

（うみかぜ公園・海辺つり公園）

うみかぜ公園及び海辺つり公園は、法的には、港湾法に基づく港湾環境整備施設に位置付けられます。物流や生産といった経済活動の拠点である「港湾」を形成する施設であり、景観整備の役割を担い、港湾関係者の厚生の増進を図ることを目的とした施設であるほか、広く市民に開放された、沿岸部における集客拠点としての機能も期待されています。併せて、その立地特性から、水辺環境や海象等を理解した上での管理運営が要求されます。

なお、うみかぜ公園は、現在、本市の施策として、うみかぜ公園を中核拠点とする『うみかぜの路「海と緑の 10,000 メートルプロムナード」の活用』や『音楽･スポーツ･エンターテイメント都市を目指した取り組み』を推進しており、官民連携して親水性の高い音楽･スポーツ系エンターテイメント施設などの誘致が進められています。誘致の進捗により、とりわけ芝生広場については管理業務に変更が生じる場合もありますが、緑地機能の増進と本市全体の活気づくりに、指定管理者も協力して取り組まれることを期待します。

また、豊富な海産物や美しい景観など、海から多くの恵みを享受してきた「海洋都市 横須賀」として、海洋プラスチック問題に積極的に取り組んでいく旨の「海洋プラスチックごみ対策アクション宣言」を本市は表明しています。指定管理者も海洋プラスチック問題に積極的に取り組むことを期待します。

２　施設の概要

名称・所在地・建物概要など

公園名	所在地・面積	公園の概要と主な管理施設
三笠公園ほか	稲岡町 82 番 14 面積：36,940 ㎡	世界三大記念艦の一つ「三笠」が保存されていることで知られている。「日本の都市公園 100 選」及び「日本の歴史公園 100 選」にも選定されており、多くの船が行き交う海と、東京湾唯一の自然島である猿島が望める。園内には、

		音楽噴水やモニュメントがあり、市民の憩いの場となっている。
		○指定管理施設 （市が払う指定管理料と、三笠公園駐車場、ヴェルニー公園駐車場、うみかぜ公園駐車場、海辺つり公園駐車場及びよこすか近代遺産ミュージアムティボディエ邸ムービーの利用料金収入（以下、「利用料金収入」という。）により指定管理者が管理運営する施設） 音楽噴水池、せせらぎの小路、モニュメント、芝生広場、記念艦三笠（管理外）、円形噴水池（東郷司令長官像は管理外）、管理事務所、トイレ棟２棟、三笠公園通り、各種広場、記念碑等、駐車場、大型バス乗降場 ●公園施設管理許可施設 （都市公園法第５条第１項に基づき、指定管理者が管理することを許可する施設。管理運営に係る経費と責任は許可を受けたもの（指定管理者）が負うことになります。収支は指定管理施設とは区別し独立採算です。） 野外ステージ ◎公園施設設置許可施設 （都市公園法第５条第１項に基づき、指定管理者が設置することを許可する施設。管理運営に係る経費と責任は許可を受けたもの（指定管理者）が負うことになります。収支は指定管理施設とは区別し独立採算です。） ※令和４年４月１日以降の指定管理者が市の許可を得たうえで設置する場合 飲料等の自動販売機等
ヴェルニー公園	汐入町１丁目１番１ 面積：27,457 ㎡	平成 13 年に横須賀市の玄関口としてふさわしい明るい公園へと整備され、対岸にフランス人技師ヴェルニーが建設に貢献した横須賀製鉄所跡地を望む、フランス庭園様式を取り入れた公園。毎年ヴェルニー・小栗祭が開催される。園内には約 1,700 本の様々な品種のバラが咲き、バラの名所として春と秋には賑わいを見せる。軍港の歴史と面影を伝える旧横須賀軍港逸見門の衛兵詰所である逸見波止場衛門は横須賀市の構成文化財として日本遺産に認定されている。 令和３年５月には、よこすかルートミュージアム構想の周遊拠点であり、観光ガイダンス施設としても位置付けられている「よこすか近代遺産ミュージアムティボディエ邸」

		が開設した。
		○指定管理施設 （市が支払う指定管理料と利用料金収入により指定管理者が管理運営する施設） ヴェルニー記念館（上下水道使用料負担、トイレ管理）、戦艦「陸奥」の主砲、逸見波止場衛門、バラの花壇、ボードウォーク、噴水、トイレ棟１棟、各種碑、各種広場、駐車場、よこすか近代遺産ミュージアムティボディエ邸（文化振興課所管） ●公園施設管理許可施設 （都市公園法第５条第１項に基づき、指定管理者が管理することを許可する施設。管理運営に係る経費と責任は許可を受けたもの（指定管理者）が負うことになります。収支は指定管理施設とは区別し独立採算です。） レストラン棟 【現在】カフェレストランとして営業中 ◎公園施設設置許可施設 （都市公園法第５条第１項に基づき、指定管理者が設置することを許可する施設。管理運営に係る経費と責任は、許可を受けた者（指定管理者）が負うことになります。収支は指定管理施設とは区別し独立採算です。） ※令和４年４月１日以降の指定管理者が市の許可を得たうえで設置する場合 飲料等の自動販売機等
平和中央公園	深田台 19 番 1 面積：40,516 ㎡	市街地と東京湾を一望できる高台に位置している。令和２年に公園の一部を大規模にリニューアルし、令和３年には第 32 回全国「みどりの愛護」のつどいの会場の一つとなる予定。園内には平和モニュメントや慰霊碑のほか、文学碑や彫像などが設置されている。
		○指定管理施設 （市が支払う指定管理料と利用料金収入により指定管理者が管理運営する施設） 各広場、モニュメント、各種碑、彫像、花壇、トイレ棟１棟 ◎公園施設設置許可施設 （都市公園法第５条第１項に基づき、指定管理者が設置することを許可する施設。管理運営に係る経費と責任は、許

		可を受けた者（指定管理者）が負うことになります。収支は指定管理施設とは区別し独立採算です。） ※令和４年４月１日以降の指定管理者が市の許可を得たうえで設置する場合 飲料等の自動販売機等 ◇行政財産目的外使用許可施設 （地方自治法第 238 条の４第７項及び市公有財産規則第 20 条第 12 項第４項に基づき、指定管理者が使用することを許可する施設。管理運営に係る経費と責任は、許可を受けた者（指定管理者）が負うことになります。収支は指定管理施設とは区別し独立採算です。） 公園管理事務所
うみかぜ公園	平成町３丁目 23 番地 面積：52,506 ㎡	猿島が目の前に迫り、旅客船や貨物船等が絶えず往来する景色の中で、バーベキューが楽しめる芝生広場や、四季の花が楽しめる円形花壇、水遊びのできる水の広場、スケートボードやマウンテンバイク、3×3 バスケットなどが楽しめるスポーツ広場などが配置されている。
		○指定管理施設（市が支払う指定管理料と利用料金収入により指定管理者が管理運営する施設）芝生広場、親水護岸、スポーツ広場、円形花壇、駐車場、コンビネーション遊具、管理事務所、トイレ棟３棟ほか ※港湾緑地のため、公園施設管理許可及び公園施設設置許可の制度はありません。 ※自動販売機の設置については、指定管理者による事業とは別に市が入札等により許可を行う施設であるため、できません。 ※とりわけ芝生広場についてはエンターテイメント施設の誘致が検討されるなど、状況によっては管理業務に変更が生じる場合があります。
海辺つり公園	平成町３丁目１番地 面積：23,148 ㎡	海上交通の要所である浦賀水道を絶えず往来する旅客船や貨物船などを眺めながら、四季を通じて、家族そろって安全に海釣りが楽しめる。また、管理棟の屋上は展望台となっており、東京湾の隅々まで見渡せる。

		○指定管理施設（市が支払う指定管理料と利用料金収入により指定管理者が管理運営する施設） 海釣り広場（護岸500メートル）、入口広場、駐車場、管理事務所、トイレ棟１棟ほか ※港湾緑地のため、公園施設管理許可及び公園施設設置許可の制度はありません。 ※自動販売機の設置については、指定管理者による事業とは別に市が入札等により許可を行う施設であるため、できません。

３　申請資格

申請者は次の(1)及び(3)の条件のすべてに該当しなければなりません。複数の団体からなる共同事業体（以下「共同事業体」という。）を結成して申請する場合は、次の(2) 及び(3)の条件すべてに該当しなければなりません。

(1)　申請者に関する条件

ア　団体であること（法人格の有無を問わない）。**≪資格事項≫**

イ　団体及び代表者が次の事項に該当しないこと。**≪欠格事項≫**

(ｱ)　法律行為を行う能力を有しない者
（未成年者などで、後見人、保佐人を必要とするものなど）

(ｲ)　破産者で復権を得ない者

(ｳ)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第２項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

(ｴ)　指定管理者の責に帰すべき事由により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

(ｵ)　本市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ｶ)　国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者

ウ　団体が、横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第６号）第２条第２号に規定する暴力団※1及び同条第５号に規定する暴力団経営支配法人等※2でないこと。
≪欠格事項≫

※1　暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

※2　暴力団経営支配法人等とは、法人その他の団体でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等※3に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するものをいう。

※3 暴力団員等とは、暴力団員及び暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。

(2)　共同事業体に関する条件**≪資格事項≫**

ア　共同事業体を構成する団体（以下「共同事業体構成団体」という。）の数は２以上とし、それらの共同事業体構成団体の中から代表団体（以下「代表団体」という。）を選出しなければならない。

イ　共同事業体構成団体のいずれもが、上記(1)アからウの条件を全て満たすこと。

ウ　代表団体は業務の遂行に責任をもつこと。

エ　申請書提出後の代表団体及び共同事業体構成団体の変更は原則として認めない。

オ　申請書は代表団体が提出すること。

(3)　参加機会に関する条件**≪失格事項≫**

本募集に対する申請は、１団体あたり単独または共同事業体構成団体のいずれか１申請のみとし、重複して申請することはできない。

４　申請の手続き

(1)　募集要項の配布

横須賀市のホームページからもダウンロードしてください。。

ＵＲＬ　http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html

(2)　応募者説明会

申請予定団体に対して、次のとおり説明会を実施します。

ア　開催日時

令和３年７月 20 日（火）午前９時 30 分開始（受付は午前９時 10 分から）

イ　開催場所

横須賀市役所本庁舎３号館３階　３０１会議室

ウ　参加申込み

説明会に参加をする団体（１団体２名以内）は、件名を「三笠公園ほか４箇所指定管理者応募者説明会参加申し込み」とし、必要事項を記入した所定の申込書を添付した電子メールを、令和３年７月 16 日（金）午前 10 時までに下記までお送りください。期限後の申し込みは受け付けません。（電子メールが使用できない場合はご連絡ください。）

送信先：　電子メール	kouen-shiteikanri@city.yokosuka.kanagawa.jp （横須賀市公園管理課指定管理係　宛）

※正常に受信したものについては、その旨電子メールにて通知します。

エ　その他

説明会には募集要項、仕様書を持参してください。当日の配布は行いません。

・説明会にて、現地見学会の希望を受付します。

(3)　現地見学会

応募者説明会に参加した団体に対し、希望した場合のみ、次のとおり現地見学会を実施します。

ア　開催日時

令和３年７月 20 日（火）午後１時 30 分開始

イ　集合場所

三笠公園管理事務所前集合（駐車場は有料）

ウ　見学場所

三笠公園、ヴェルニー公園、平和中央公園、うみかぜ公園、海辺つり公園

※見学の順番は当日変更する可能性あり。

エ　参加申込み

現地見学会に参加を希望する団体は、応募者説明会時に、現地見学会申込票に、団体名、参加者氏名（１団体２名以内）、担当者連絡先を記入し、提出をして下さい。

(4)　質問について

電子メールによる質問のみ受け付けます。応募者説明会及び現地見学会、もしくは電話、来訪などの個別の質問には対応しません。

ア　受付期間

令和３年７月 28 日（水）から令和３年７月 30 日（金）までとします。

送信先：　電子メール　kouen-shiteikanri@city.yokosuka.kanagawa.jp （横須賀市公園管理課指定管理係　宛）

※　正常に受信したものについては、その旨電子メールにて通知します。

イ　記載事項

質問内容、団体名、電話番号、担当者氏名を記述してください。

ウ　留意事項

募集要項及び仕様書（選考・審査に関する事項を除く。）以外の質問及び意見については回答しません。

エ　回答について

質問の内容及び回答は、ホームページ上で公表し、個別の回答は行ないませんので、あらかじめご了承ください。

回答掲載日時：令和３年８月５日（木）午前９時頃から順次掲載予定

ＵＲＬ　http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html

(5)　申請書類提出方法

申請を行う団体は、必要な書類を次のとおり提出してください。

ア　提出期間

令和３年８月27日（金）から令和３年８月31日（火）まで（土・日曜日及び祝日を除く。）

※　受付時間は、午前９時～正午、午後１時～午後５時です。

イ　提出場所

横須賀市環境政策部公園管理課（２号館６階）

〒238-8550　横須賀市小川町11番地（京急横須賀中央駅下車６分）

電話　046-822-9799

ウ　提出方法

申請団体（共同事業体の場合は代表団体）が直接持参してください。必要な書類がすべて揃っている場合に限り、申請書類を受け付けします。（郵送、ファクス、電子メール等による提出はできません。）

提出する際は、２日前までに提出日時を公園管理課に電子メールで連絡してください。なお、提出後の文書差し替え等は行いませんのでご了承ください。

送信先：　電子メール　kouen-shiteikanri@city.yokosuka.kanagawa.jp （横須賀市公園管理課指定管理係　宛）

(6)　選考審査対象からの除外（失格事項）

次の要件に該当した場合は、該当する申請を失格とし、選考の対象から除外します。

ア　神奈川県警察本部に照会した結果、横須賀市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団及び同条第５号に規定する暴力団経営支配法人等に該当することが判明した場合

イ　指定管理者選考が終了するまでの間に選考に関する照会又は要求等を申し入れた場合

ウ　本件募集に関して、選考委員又は関係する本市職員に対し、接触を求め又は接触した場合

エ　提出書類に虚偽の記載があった場合

オ　本要項に違反又は逸脱した場合

カ　提出書類等を提出期間内に提出しなかった場合

キ　その他の不正行為があった場合

５　提出書類等

(1)　申請に必要な書類

申請しようとする団体は、以下の書類を正１部、副７部（複写可、キ（団体の経営状況を説明する書類）は不要）の計８部を提出してください。また、イ（団体概要書（様式２））、キ（団体の経営状況を説明する書類）及びク（団体活動等を記録した書類）は更に５部提出してください。なお、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

また、イ（様式２）・ウ(様式３)・ケ(様式５)・シ(様式６)・ス(様式７）・セ(様式８)・ソ(様式９)・タ(様式10)については電子データ（ＣＤ－Ｒ等に格納）も提出してください。

ア　指定管理者指定申請書（(都市公園）様式１－１－１及び（港湾緑地）様式１－２－１）

※　共同事業体を結成して申請する場合は、代表団体が申請者となり、次の書類もあわせて提出してください。

（都市公園）様式１－１－２（代表団体用)、様式１－１－３（代表団体以外用）

（港湾緑地）様式１－２－２（代表団体用)、様式１－２－３（代表団体以外用）

イ　団体概要書（様式２）

ウ　役員等氏名一覧（様式３）

※　登記簿に記載されている役員全てを記載してください。

役員等氏名一覧は、指定管理者選考のための審査並びに申請された団体及び当該団体の役員が、暴力団、暴力団経営支配団体又は暴力団の構成員でないことを確認するため

に神奈川県警察本部に照会する目的で使用します。

エ　団体であることを証する書類

(ｱ)　定款、寄附行為、規約又はこれらに相当する書類

(ｲ)　法人の場合は登記簿謄本、地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体の場合は同条第12項の証明書、その他の団体の場合は構成員名簿又はこれらに相当する書類

オ　団体又はその代表者が申請資格の欠格の事由に該当しないことを証する書類

(ｱ)　申請の前事業年度の法人市民税領収書の写し（法人事業者に限る）

(ｲ)　申請の前事業年度の消費税納税証明書

※　横須賀市税の納付確認は、横須賀市で行うことを申請における同意事項とさせていただきます。

申請団体所在地 （通常は本社を登記している場所）	横須賀市	県内他市 （横浜市など）	県　　外 （東京都○○区）
申請の前事業年度の 法人市民税領収書のコピー	× （本市が調査）	○	○
申請の前事業年度の消費税納税証明書	○	○	○

注）表中、○印を付した書類は申請団体から提出を求め、×印は書類の提出を求めないことを示します。

※　事業所を複数所有している事業者については、申請先（本社等）を基準として書類を提出してください。（事業所ごとに納税証明書等を揃える必要はありません。）

ただし、共同事業体で申請する場合は、構成する団体全ての本社分の書類を提出してください。

カ　共同事業体協定書兼委任状（様式４）

共同事業体での申請の場合のみ提出してください。

キ　団体の経営状況を説明する書類

(ｱ) 法人税の確定申告を行っている団体

以下の書類について直近３か年分（直近３事業年度）を提出してください。

①　法人税の確定申告書の控えの写し

②　確定申告書別表の写し（税務署受付印のあるもの、確定申告の際に確定申告書に添付したすべての書類）

③　勘定科目内訳明細書

④　法人事業概況説明書

⑤　貸借対照表

⑥　損益計算書（販売費及び一般管理費明細書、製造原価明細書を含む）又は正味財産増減計算書

⑦　株主資本等変動計算書

⑧　附属明細書

⑨　財産目録又はこれらに相当する書類

⑩　登記簿謄本（複写可）

(ｲ) 上記(ｱ)以外の団体（申請時に設立から１年を経過していない団体を除く）

以下の書類について直近３か年分（直近３事業年度）を提出してください。

①　勘定科目内訳明細書又は勘定科目内訳明細書に相当する書類

②　貸借対照表

③　損益計算書（販売費及び一般管理費明細書、製造原価明細書を含む）若しくは収支計算書又はこれらに相当する書類

④　附属明細書

⑤　財産目録又はこれらに相当する書類

⑥　登記簿謄本（複写可）

(ｳ) 申請時において、設立から１年を経過していない団体

①　設立時における貸借対照表又は財産目録

②　収支予算書

③　附属明細書

④　登記簿謄本（複写可）

ク　団体活動等を記載した書類（会社パンフレットなど）（任意様式）

ケ　管理実績、障害者雇用、所在地区分申告書（様式５）

※共同事業体での申請の場合は構成する団体ごとに作成してください。

コ　労働基準確認書類（就業規則の写し、労働条件通知書のひな形、時間外労働・休日労働協定届（36協定届）の写し、労働保険概算保険料申告書の写し、社会保険料納入告知書（納付書）の写し）

※就業規則と時間外労働・休日労働協定届の写しは、労働基準監督署の受領印が押印されている頁のみ。社会保険料納入告知書は直近のもの。

※共同事業体での申請の場合は構成する団体全ての資料を提出してください。

サ　障害者雇用確認書類（障害者雇用状況報告書の写し）

※障害者雇用状況報告書の写しは、ハローワークの受領印が押印されているもの。

※共同事業体での申請の場合は構成する団体全ての資料を提出してください。

シ　事業計画書（様式６）

ス　実施予定表（様式７）

セ　人員配置計画書（様式８）

ソ　収支予算書（様式９　令和４年度～令和８年度）

タ　次に示す公園（施設）毎の収支積算内訳書（任意様式　令和４年度～令和８年度）

①三笠公園

②ヴェルニー公園（よこすか近代遺産ミュージアムティボディエ邸を除く）、

③よこすか近代遺産ミュージアムティボティエ邸

④平和中央公園

⑤うみかぜ公園、

⑥海辺つり公園

チ　指定申請にかかる誓約書（様式10）

(2)　申請にあたっての留意事項

ア　申請書類等の著作権は申請者に帰属しますが、本市が選考結果の公表等で必要であると認める場合には、申請書類等の内容を無償で使用できるものとします。

イ　申請に要する経費については、申請者の負担とします。

ウ　申請書類の修正（軽微な修正を除く）は認めません。

エ　申請書類は、上記の申請に必要な書類が提出されたことをもって選考の対象とさせていただきます。市所定様式以外の記載内容の不備や落丁等については、原則としてそのまま審査させていただきますので、十分にご注意ください。（特に、「団体の経営状況を説明する書類」については、不備があると審査結果に影響する場合があります。）

オ　提出された申請書類（ＣＤ－Ｒ等の記録媒体を含む）は、理由の如何にかかわらず返却しません。

カ　申請書類は、横須賀市情報公開条例（平成13年横須賀市条例第４号）に基づく開示請求対象の公文書となります（詳細は、８ページ　６－(2)「申請団体名等の公表」を参照）。

６　候補者の選考

(1)　選考方法

応募団体のうち、次の要件について、必要と認める申請基準を満たす団体の中から、評価点の合計が最も高い団体を指定管理者候補として選考します。

なお、選考にあたっては、指定管理者として選考する団体の最低基準を次のとおり設定します。したがって、選考委員会で全委員の評価点合計が最低基準に満たない場合、申請団体の中で最高得点の団体であっても、指定管理者として選考されない場合があります。

最低基準
- 基礎項目評価の合計点が 65 点以上
- 提案評価の「（１）法令遵守」「（２）施設管理」「（３）利用者への配慮」「（４）リスクへの対応」の各項目の選考委員全員の合計点が５点以上
- 総得点が満点の 60％以上

選考は「三笠公園等指定管理者選考委員会」において次の方法により行います。

ア　資格審査

本要項の申請資格をすべて満たすことが確認された場合に限り、本審査の対象とします。

イ　本審査

(ｱ)　方法

書類、プレゼンテーション（10月中旬頃を予定）及び質疑による審査を行い、最も優れていると認める団体を選考します。プレゼンテーションとその質疑を含む選考委員会は、財務状況など申請団体の評価に関する意見交換等を除き公開します。なお、基礎項目評価の合計点が65点未満の場合は、その時点で不合格とし、プレゼンテーションへ進めないものとします。

※　プレゼンテーションの日時・場所については、申請者へ後日連絡します。

(ｲ)　選考結果の通知

選考結果の通知については、全ての申請者に書面により通知します。なお、共同事業体を結成して申請した場合は、代表団体宛に通知します。

また、選考された団体に対しては、協定締結に関する手続きについても、併せて通知します。

(2)　申請団体名等の公表

選考結果については、ホームページ等で公表します。

ア　公表される情報

指定管理者指定申請（応募）をした場合は、選定されなかった団体※も含め、①申請団体名、②申請団体の概要（代表者、資本金、従業員数など）、③選考順位、④総得点、基礎項目評価点（合計点のみ）及び提案評価点（合計点及び各項目の得点）、※総得点及び提案評価点は選考委員全員の合計点とします。⑤選考委員会の総評、⑥管理運営費提案額（管理経費提案額）を公表します。

また、申請書類（上記①～⑥を除く情報）は市民からの公文書公開請求の対象文書となり、請求があった場合は当該団体に公開の可否を照会したうえで、非公開情報を除き公開します。

イ　公表の時期

市議会における指定議案の議決後に公表します。

※公開プレゼンテーション開催日の１日前以後（土・日曜日及び祝日を除く）に辞退した場合、公開プレゼンテーションへの参加の有無に関わらず、上記アに定める情報を公表します。基礎項目評価が最低基準点に満たず、プレゼンテーションに進めなかった団体も公表の対象となります。

7　選考基準

指定管理者の選考基準は、次のとおりです。評価点の合計が最も高い団体を指定管理者候補として選考します。

1　基礎項目評価

<table>
<tr><td rowspan="2">項目</td><td colspan="4">評価基準</td></tr>
<tr><td colspan="4">得点</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（1）財務状況</td><td>優</td><td>可</td><td colspan="2">劣</td></tr>
<tr><td>50</td><td>25</td><td colspan="2">0</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（2）管理実績</td><td>同種
指定管理</td><td>同種施設or
他指定管理</td><td colspan="2">実績なし</td></tr>
<tr><td>30</td><td>15</td><td colspan="2">0</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（3）労働基準</td><td colspan="2">不備なし</td><td colspan="2">不備あり</td></tr>
<tr><td colspan="2">20</td><td colspan="2">0</td></tr>
</table>

（４）障害者雇用	達成		未達成
	20		0
（５）所在地区分	市内	準市内	それ以外
	30	15	0
計：最高150点（65点未満不合格）			

※共同事業体での申請の場合、得点は各団体の得点の平均値となります。

２　提案評価

項目	評価基準		
	得点		
	A	B	C
（１）法令遵守 関連する法令、条例等を理解し、遵守するとともに、個人情報の保護措置や情報公開制度の適正な運用が確保されるか。	10	5	0
（２）施設管理 仕様書等に基づいた施設管理を行えるか。また、施設管理を行う中で生じる施設課題に適切に対応し安全で快適な環境が確保されるか。	10	5	0
（３）利用者への配慮 利用者間のトラブルや不適切な施設利用者への対応が適切に行われるなど、利用者の公平性が確保されるとともに、利用者からの声を反映する仕組みが確保されるか。	10	5	0
（４）リスクへの対応 事故を未然に防ぐとともに、事故や災害などの不測の事態への対応策が講じられるか。	10	5	0
（５）障害者及び男女共同参画への配慮 障害者の雇用や障害者就労施設等からの物品購入などの障害者への配慮、及び女性の雇用やワークライフバランスの実現に向けた取り組みなど男女共同参画への配慮が見込まれるか。	10	5	0
（６）地域貢献 地元人材の雇用、市内中小企業等への発注、市内の団体・施設・企業等との連携など、積極的で具体的な地域貢献が見込まれるか。	10	5	0
（７）人員体制 必要人員の確保、適正な配置及び研修などの人材育成	10	5	0

は十分に計画されているか。人件費の設定は適切か。			
（８）施設の利活用（自主事業含む） 公園の形態、立地等をよく理解し、施設の目的及び方向性に沿った集客を図る魅力的な事業が具体的に企画・提案されているか。 （例：ヴェルニー公園の夜間活用、三笠公園における多種多様なイベントの開催等）	30	15	0
（９）周辺施設等と連携した集客の取り組み 「歴史・文化・自然」をキーワードとした「よこすかルートミュージアム構想」を意識して近隣観光施設や文化施設等と連携し、スケールメリットを活かした管理運営の取り組みが企画・提案されているか。 （例：猿島公園や博物館等と連携したイベント開催、地域の周遊拠点（サテライト）と連携した周遊ルートの形成等）	30	15	0
（10）花修景等 各公園の利用特性を把握し、既存植栽の特徴等を活かした花修景を構築する具体的な取り組みが企画・提案されているか。その際、公園ボランティア等、地元活力の積極的な助力と、参加者の高い満足度が得られる取り組みが期待できるか。	20	10	0
（11）教養施設及び観光ガイダンス施設の運営 高い来館満足度を目指し、積極的な来館誘致と市内周遊観光の利用促進への取り組みが計画されているか。	10	5	0
（12）沿岸施設の防災対策 沿岸部に立地する公園について、地理的条件を踏まえた安全対策がまとめられているか。	10	5	0
（13）指定管理料 指定管理料の削減が見込まれるか。また、経費の削減分を活用した市民サービスなどの有効活用が見込まれるか。	20	10	0
計：最高1,330点（190点×７人）			

合計：最高1,480点

８　指定管理者が行う業務

(1)　三笠公園ほか４箇所の施設及び設備の運営に関すること。

(2)　三笠公園ほか４箇所の施設のうち有料で使用させるものの使用の許可に関すること。
(3)　三笠公園、ヴェルニー公園及び平和中央公園で行う都市公園条例第９条第１項第２号に基づく公園内行為許可に関すること。
(4)　うみかぜ公園及び海辺つり公園で行う港湾緑地条例第 12 条ただし書の規定による許可に関すること。
(5)　三笠公園ほか４箇所の施設及び設備の維持管理に関すること。
(6)　三笠公園ほか４箇所で行う新設施設等の式典補助に関すること。
(7)　三笠公園ほか４箇所の紹介に関すること。
(8)　その他市長が定める業務
※　業務の詳細については、各施設の「仕様書」を参照してください。

９　上記８の業務に付随して行う業務

(1)　公園内行為許可に伴う使用料の収納に関すること。（８－(3)、各公園「仕様書」参照）
(2)　港湾緑地条例第 12 条ただし書の規定による許可に伴う使用料の収納に関すること。（８－(4)、「仕様書」参照）
(3)　都市公園法に基づく公園施設管理許可による施設（以下「管理許可施設」）の管理運営に関すること（三笠公園及びヴェルニー公園）

ア　管理許可施設は、指定管理者決定後、都市公園法第５条第１項及び都市公園条例第 13 条(2)により、公園施設管理許可による管理をお願いします。現在の管理許可施設の詳細は、同項カ及び資料３「施設概要」を参照してください。
イ　公園施設管理許可は、指定期間中、毎年度、更新申請が必要です。
ウ　公園施設管理許可による本市へ納める公園使用料は、都市公園条例第 20 条に基づく本項カに示す額とします。支払方法は、毎年度当初の一括払いを原則としていますが、本市及び指定管理者による協議のうえ、別途、年度協定で定めるものとします。
エ　管理許可施設の管理運営にかかる経費には、指定管理料及び利用料金収入は充当できません（独立採算です）。ただし、管理許可施設からの収入も指定管理者のものとなりますので、指定管理施設の管理運営にかかる経費への充当は不要です（ただし、剰余金を指定管理施設の管理運営にかかる経費に充てることは可能です）。
オ　管理許可施設の管理運営に係る収支を、施設ごとに毎月記録し市へ報告してください。なお、報告された収支に関しては横須賀市議会等、対外的に公表する可能性があります。
カ　管理許可施設概要
（管理許可施設一覧表）

公園名	現在の施設名	公園施設管理許可 公園使用料
三笠公園	野外ステージ	全額減免
ヴェルニー公園	カフェレストラン・コルセール	678,000 円／年

○野外ステージ

現在は、音楽、演劇、舞踏等の利用に供しているため、指定管理者は、次の事項を遵守したうえで、原則、同様の利用形態にて管理運営を行うこととします。

①利用料金：現在、ステージ部分のみ（約 90 ㎡）の利用は 900 円／日、前面芝生を含めた形（約 170 ㎡）での利用は 1,700 円／日と設定しているため、指定管理者は原則、同額程度の利用料金もしくは近隣同種施設の料金を参考にして設定し、あらかじめ市の承諾を得ること。（現状は、１㎡を１人換算とし、１人につき１日あたり 10 円の料金設定）

②供用日・時間：現在の供用日及び時間については、本募集要項第 10 項第１号にて示しているため、指定管理者は利用料金を考慮したうえで、原則、現在と同じ内容にて供用日及び時間を設定し、あらかじめ市の承諾を得ること。

③利用承認：利用の承認を行うにあたり、利用受付簿等を作成し公正・公平な管理運営に努めるとともに、時間単位での利用枠の設定等、効率的な管理運営を行うこと。

④イベント協力：市が主催・共催で行うイベント等を三笠公園で実施する際には、野外ステージの利用についても積極的に連携し、野外ステージの利用料金は原則、全額減免とすること。（ただし、営利目的のイベントの場合は除く）

⑤周辺地域への配慮：イベント等の実施に伴い、騒音等が周辺地域へ影響を及ぼす恐れがある場合には、あらかじめ地元町内会等へ丁寧に説明し、イベント等の実施に理解を得られるよう最大限努めること。

⑥自主事業：通常の一般利用の他に、野外ステージにおいて指定管理者の自主事業を積極的に実施し、公園全体の集客を図るとともに施設稼働率の向上や施設 PR に努めること。

○カフェレストラン・コルセール（ヴェルニー公園）

現在は、飲食施設として稼働していますが、令和４年４月１日以降は飲食機能に限らない形で施設を活用してください。そのため、管理許可施設の活用方法について、次の事項を遵守したうえで、公園全体の集客や来園者の利便性向上に繋がるような提案をしてください。

①施設種別：都市公園法第 2 条第 2 項に基づく公園施設に合致するものとし、あらかじめ市の承諾を得ること。

②施設内容：複数の用途を備えた複合型施設も可とする。ただし、用途の一部には、原則、次の機能を含むものとする。

⇒公園全体の集客に繋がるような機能（(例)テレワーク施設、飲食物テイクアウト専門施設等）

⇒公園管理事務所及び来園者の休憩場所としての機能

③施設改修：提案に基づき施設改修を行う場合にかかる費用は、（新)指定管理者が負担すること。また、施設改修を行う時期については原則、令和４年４月１日から９月 30 日までの期間において実施する。

(4) 行政財産目的外使用許可による施設（以下「目的外使用許可施設」）の管理運営に関すること（平和中央公園）

ア　現在、平和中央公園に隣接する文化会館２階一部について、平和中央公園管理事務所として使用しているため、(新)指定管理者は文化会館建物を所管する市文化スポーツ観光部文化振興課より行政財産目的外使用許可を得て平和中央公園管理事務所として使用すること。施設の使用・活用方法については、次の事項を遵守したうえで、公園利用者及び文化会館利用者の利便性向上に繋がるような提案をしてください。

①施設内容：公園管理事務所と併せて公園利用者及び文化会館利用者の休憩所等の共有スペースを設けることとし、その他、倉庫や従業員休憩所等の活用を提案してください。

また、現時点で飲食施設等に伴う厨房施設の使用は想定していませんが、軽飲食等の提供を行うものとして厨房施設の使用希望がある場合には、使用用途等について提案してください（なお、その場合でも厨房施設の設備として電気、水道は使用可能であるが、ガスの使用は不可とします)。

②施設状況：現状有姿での使用となりますが、現在も公園管理事務所として使用していることから、指定管理期間開始時には現状から内装等が変更されている場合があります。

③施設改修：提案に基づき施設改修を行う場合、建物躯体に影響を及ぼさない範囲（内装改修工事程度）で行うものとしてあらかじめ市の承諾を得ることとし、改修にかかる費用は、（新)指定管理者が負担すること。また、施設改修を行う時期については原則、令和４年４月１日から９月 30 日までの期間において行うこととするが、令和４年３月 31 日以前から施設改修の実施を希望する場合には、市と(現)文化会館指定管理者と協議のうえ、承諾を得られた場合に実施可能とする。

④文化会館との連携：建物全体の管理運営は文化会館指定管理者が行っているため（令和４年４月１日から新たな指定管理者による管理運営開始)、公園指定管理者は管理運営を行うにあたっては文化会館指定管理者と密接に連携すること。

イ　目的外使用許可施設は、指定管理者決定後、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び市公有財産規則第 20 条第 1 項第 4 号により目的外使用許可による管理をお願いします。

ウ　目的外使用許可は、指定期間中、毎年度、更新申請が必要です。

エ　目的外使用許可にかかる使用料並びに目的外使用許可施設にかかる機械警備費（建物全体を文化会館指定管理者が機械警備をかけるものとする）については全額減免とします。

ただし、目的外使用許可施設に係る電気及び上下水道料金については実費分を負担することとし、文化会館指定管理者からの請求に基づき納めてください。

（参考：過去のレストラン運営時の電気及び上下水道料金の３カ年（H29～H31）平均額
電気料金　546,527 円/年、上下水道料金　361,234 円/年)

オ　年２回、別紙仕様書に基づき、ゴキブリ等防除を目的とした環境衛生管理（害虫生息）点検業務を実施してください。なお、実施の際には文化会館指定管理者と連携してください。

（参考：１回あたりの点検業務費　30,000 円（税抜き）程度)

カ　目的外使用許可施設の管理運営にかかる経費には、指定管理料及び利用料金収入は充当できません（独立採算です)。

キ　施設利用者の利便性を図るため、事前に市と協議のうえ指定管理者の責任において自動販

売機を設置し、飲料等の提供を行ってください。自動販売機設置による収入は指定管理者の収入とし、指定管理施設の管理運営にかかる経費への充当は不要です（一部については、目的外使用許可施設の管理運営にかかる経費への充当も検討してください)。また、自動販売機の設置にあたり、原則、文化会館内に設置されている自動販売機と同種の自動販売機とならないよう配慮してください。(同メーカーの自動販売機設置を不可とするものではなく、利用者が様々な種類の飲料等（食べ物含む）を選択できるよう、選定にあたっては配慮してください。)

ク　平和中央公園管理事務所に電話機を置く場合には、目的外使用許可区域内にある既存の回線（現在は休止中）を使うことも可能です。電話機の設置と、回線復旧にかかる手続き及び工事費用の負担は指定管理者によるものとします。また、月々の利用料も指定管理者の負担とします。

ケ　目的外使用許可施設の管理運営に係る収支（自動販売機の収支も含む）を毎月記録し市へ報告してください。なお、報告された収支に関しては横須賀市議会等、対外的に公表する可能性があります。

(5)　自動販売機の設置に関すること（平和中央公園における目的外使用許可施設は除く)。

利用者の利便性を図るため、指定管理者の責任において自動販売機を設置し、飲料等の提供を行ってください。設置の条件等は、資料１仕様書に記載のとおりとします。

自動販売機設置業務で生じた剰余金を指定管理施設の管理費用に充てることは可能です。その場合には、充当する金額を様式９「三笠公園ほか４箇所指定管理業務収支予算書」に記載してください。

10　管理の基準

(1)　施設の供用日及び供用時間　（＊ヴェルニー公園、平和中央公園及びうみかぜ公園への入園は、終日自由）

公園名	供用期間及び時間のある施設	
ヴェルニー公園	ヴェルニー記念館	年間　9：00～17：00 休館日　月曜日（休日の場合は翌日） 年末年始（12月29日～１月３日）
	駐車場	年間　24時間（普通車） 8:30～17:30（大型車）
	よこすか近代遺産ミュージアムティボディエ邸	年間　9：00～17：00
三笠公園	駐車場	３月～11月　7：30～21：30 12月～２月　8：30～20：30
	公園全体	４月～10月　8：00～21：00 11月～３月　9：00～20：00

	（参考） 屋外ステージ	４月～10月　9：00～17：00 （７月及び８月は、19:00まで） 11月～３月　10：00～16：00
うみかぜ公園	駐車場	年間　24時間
海辺つり公園	駐車場	年間　24時間
	公園全体	年間　5：00～22：00

※都市公園条例及び港湾緑地条例に従わなければなりません。

※休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日です。

※供用日の変更（整備等による休日）及び時間の延長等を実施する場合は、市の承諾を得なくてはなりません。

※野外ステージ（三笠公園　管理許可施設）は現在の供用日及び時間を示しているため、参考にすること。

(2)　施設使用の制限に関する事項

使用の制限に関する事項については、その都度、市と協議を行うものとします。

(3)　施設使用の許可

都市公園条例及び都市公園条例施行規則に従い、指定管理者が有料公園施設（三笠公園駐車場、ヴェルニー公園駐車場、うみかぜ公園駐車場、海辺つり公園駐車場及びよこすか近代遺産ミュージアムティボディエ邸ムービー）の使用を許可するものとします。

(4)　業務の一括委託の禁止

指定管理者は、業務を一括して第三者に委託してはいけません。

ただし、業務の効率性等を考慮し、業務の一部を第三者に委託することができますが、その場合は、あらかじめ市の承諾を受けなければなりません。

(5)　遵守すべき法令等

ア　都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則

イ　港湾法、港湾法施行令、港湾法施行規則

ウ　地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法規

エ　労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規

オ　都市公園条例、都市公園条例施行規則

カ　港湾緑地条例、港湾緑地条例施行規則

キ　その他、業務に関係する法令等

(6)　個人情報の保護

指定管理者は、横須賀市個人情報保護条例の趣旨にのっとり、指定管理業務における個人に関する情報の取扱いの基本的事項について、個人情報保護規程を定めていただきます。

なお、個人情報の取扱いにあたっては、情報の適切な管理に努め、漏えい、滅失及び毀損の防止、その他個人情報を保護するために必要な措置を講ずることとします。

(7)　情報公開

指定管理者が業務に関し作成及び取得した文書等については、情報公開規程を定め、適正な情報公開を行うこととします。

(8)　行政手続

指定管理者は、三笠公園ほか４箇所に係る処分権限を有する主体として位置付けられ、市の行政手続条例が適用されます。

公正の確保と透明性の向上を図るため、上記(3)の施設使用の申請に対する許可の審査基準、許可の取消しの不利益処分の基準（処分基準）を明らかにするとともに、作成された審査基準等については、各施設において公表することとします。

(9)　文書管理

指定管理者が業務に関し作成及び取得した文書等については、文書管理規程を作成し、適正に管理しなければなりません。

(10)　守秘義務

指定管理者は、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己利益のために使用したりしてはいけません。このことは、指定管理期間が終了した後も同様です。

(11)　災害対応等

災害等発生時に備え、対応マニュアルを作成いただき、業務従事者に対して訓練や研修を実施しなければなりません。

また、市が当該管理施設を災害等の対策に使用することを決定した場合は、市の指示に従って災害対策に関する業務に協力していただきます。

(12)　その他の管理の基準

新たに指定管理者が施設（ベンチや遊具など）を設置する場合、市と事前協議のうえ、市が定める申請書を提出し、許可を受けなくてはなりません。

11　指定期間

令和４年４月１日から令和９年３月 31 日まで（５年間）

12　利用料金

三笠公園駐車場、ヴェルニー公園駐車場及びよこすか近代遺産ミュージアムティボディエ邸ムービー、うみかぜ公園駐車場並びに海辺つり公園駐車場では利用料金制（よこすか近代遺産ミュージアムティボディエ邸ムービーのみ承認料金制も採用）を採用しており、施設の利用料金は指定管理者の収入とします。ただし、よこすか近代遺産ミュージアムティボディエ邸ムービーについては、会計年度中の利用料金収入の合計が 380 万円を超えた場合には、越えた分に指定管理者が提案する割合を乗じた額を市に納付するものとします。

(1)　利用料金の額

利用料金の額は都市公園条例及び都市公園条例施行規則並びに港湾緑地条例に定める額とします（利用料金には、消費税及び地方消費税相当額を含みます)。

また、よこすか近代遺産ミュージアムティボディエ邸ムービーの利用料金の額は都市公園条例及び都市公園条例施行規則に定める額を超えない範囲において、指定管理者があらかじめ市の承認を受けて定めるものとします。

(2)　利用料金の引き継ぎ等

令和４年４月１日以降の施設利用にかかる料金を令和４年３月 31 日までの指定管理者（以

下、「現指定管理者」という。）が収受している場合は、令和４年４月１日以降の指定管理者（以下。「新指定管理者」という。）は当該料金を現指定管理者から引き継ぐこととし、当該施設利用に関し、令和４年４月１日以降に都市公園条例の規定により利用料金を還付する場合は、新指定管理者が還付することとします。

(3)　事業所税等

施設管理経費の過半を利用料金収入で賄うため、指定管理者は事業所税（横須賀市税）の納税義務を負うことになります。詳細は市税務部市民税課へお問い合わせください。

13　指定管理料

三笠公園ほか４箇所の管理に要する経費は、上記利用料金の収入及び本市が支払う指定管理料によって賄うものとします。

指定期間中の指定管理料の額については、次の上限額の範囲内で提案してください。

なお、自動販売機設置業務※1、管理許可施設※2の管理運営等及び自主事業※3にかかる経費には、利用料金収入及び指定管理料は充当できないため（独立採算です）、上限額には含まれていません。また、これらの収入は指定管理者のものとなりますので、指定管理施設の管理運営にかかる経費への充当は不要です。ただし、剰余金を指定管理施設の管理経費に充てることは可能です。

自動販売機設置業務、管理許可施設及び自主事業による剰余金を指定管理施設管理経費に充当する場合は、利用料金収入及び当該剰余金の想定額を考慮して指定管理料をご提案ください。

提案上限額　　1,269,649 千円

（年度別上限額　　令和４年度　253,679 千円、令和５年度　254,306 千円、
令和６年度　253,679 千円、令和７年度　253,679 千円、
令和８年度　254,306 千円）

指定管理料は、本市市議会の議決を得て債務負担行為を設定し、指定期間中の指定管理料総額を確保します。

なお、指定管理料は原則として精算しません。

指定管理料の支払方法は、別途年度協定で定めるものとします。

※1「自動販売機設置業務」については、上記９(5)「自動販売機の設置に関すること」を参照してください。

※2「管理許可施設」については、資料３「施設概要」を参照してください。

※3「自主事業」については、下記 23　(1)「自主事業」を参照してください。

14　物品の帰属等

市が指定管理者に無償で貸与する物品は資料６のとおりです。

指定管理者は、市が貸与する物品について、別途定める帳簿を備え、本市物品会計規則及び関係法令に基づいて管理を行うものとします。

なお、施設において使用する物品の50万円以下の交換（購入）及び修繕は、指定管理者が行

うこととし、交換又は修繕した後の所有権は市に帰属することとします。

管理許可施設において使用する物品は、(本市が貸与する物品を除き）指定管理者の費用により用意することとし（指定管理料の充当不可)、指定管理者の費用により用意した物品と本市が貸与する物品の交換（購入）及び修繕についても、指定管理者が行うこととします（指定管理料の充当不可)。なお、本市が貸与する物品を修繕した場合には、物品の所有権は引き続き市に帰属することとし、本市が貸与する物品を交換（購入）した場合には、物品の所有権は指定管理者に帰属することとします。また、本市が貸与する物品を交換（購入）又は廃棄する場合には、交換（購入）又は廃棄にかかる費用は全て指定管理者の責任と費用により行い（指定管理料の充当不可)、あらかじめ市の承認を得ることとします。

※交換とは、当該物品自体を入れ替えることをさし、部品の交換等は修繕に該当します。

15　施設修繕に係る経費

管理施設等の修繕については、１件につき50万円（消費税額及び地方消費税額を含む。）以下のものは指定管理者が行うものとします。

16　横須賀市と指定管理者の責任分担

項　目	内　　容	市	指定管理者(応募団体)	備　考
応募	応募（申請）に関して必要となる費用		○	
協定締結に至らなかった場合	応募に関して負担した費用及び生じた損害		○	
	管理運営の準備のために負担した費用及び生じた損害		○	
不履行	市が協定内容を不履行	○		
	指定管理者が業務及び協定内容を不履行		○	
経費の増大･増加	指定管理者側の要因による運営費用の増大		○	
	市側の要因による運営費用の増大	○		
	人件費、物件費等の物価及び金利の変動に伴う経費の増加		○	注１
	施設の管理運営に関する法令等の変更による経費の増加（本項目の上記内容を除く）	○		
作成書類の誤り	市の書類（仕様書等）の誤りによるもの	○		
	指定管理者が申請した内容（事業計画書等）の誤りによるもの		○	
利用者･住民対応	指定管理業務に関する苦情等		○	
情報の安全管理	市の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩等	○		
	指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩等		○	
要求水準の未達成	協定等により定めた管理運営の要求水準が不適合な場合の対策経費の増加や指定管理料の減額等		○	
需要の変動	需要の見込み違いや競合施設等による需要変動による収入減及び経費増加		○	

施設・設備・備品等の損傷	経年劣化及び第三者の行為から生じたもので相手方が特定できない施設・設備・備品等の損傷のうち修繕費及び調査費等が 50 万円以下のもの（指定管理料の充当可）		○	
	経年劣化及び第三者の行為から生じたもので相手方が特定できない施設・設備・備品等の損傷のうち修繕費及び調査費等が 50 万円を超えるもの（ただし本市が施設機能として必要と判断したものに限る）	○		
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・備品等の損傷		○	
	管理許可施設の備品の損傷（指定管理料充当不可）		○	
	相手方は特定できるが相手方に支払能力がない場合	△	△	双方協議
	上記以外による施設・設備・備品等の損傷	○		
備品・消耗品の購入	施設の管理上必要な備品の更新及び購入のうち、その費用が 50 万円以下のもの		○	
	施設の管理上必要な備品の更新及び購入のうち、その費用が 50 万円を超えるもの	○		
	消耗品の購入		○	
都市公園条例に基づく使用許可	占用・設置・行為（都市公園条例９条第１項第２号に基づくもの及び港湾緑地条例第 12 条ただし書の規定によるのもを除く）・広告の許可	○		
	上記許可の現地監督業務		○	
	公園使用料減免の許可	○		
	有料施設使用許可		○	
保険の加入	業務運営上必要な保険への加入		○	
施設の改修工事	業務運営上必要となる改修工事	○		
事故等に伴う損害賠償	施設管理上の瑕疵による事故又は指定管理者の責めに帰すべき行為により利用者に損害を与えた場合又は臨時休業に伴う損害		○	
	施設の管理上において周辺住民等第三者の生活環境を阻害し損害を与えた場合（　騒音、振動、悪臭の発生等）		○	
	市側の要因により、施設の管理運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費の負担	○		
	上記以外の場合	△	△	双方協議

業務終了時の経費	指定期間の満了又は指定期間途中における指定取り消しに伴う撤収費用		○	
不可抗力	自然災害（地震、台風など）、暴動等による業務の休止、変更、延期又は臨時休業	△	△	双方協議
新型インフルエンザ等の感染症による影響	新型インフルエンザ等の感染症による指定管理業務及び指定管理に関する収支等への影響に係る負担等	△	△	双方協議

注１ 光熱水費等の経費が急激に上昇し、管理に支障をきたす場合は双方協議。

※　上記以外のことで疑義が生じたときは、双方協議の上、定めるものとします。

17　事業の継続が困難となった場合の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに市に報告しなければなりません。その場合の措置については、次のとおりとします。

(1)　指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合又はその恐れが生じた場合には、市は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることがあります。

もし、指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合には、市は指定管理者の取り消し又は業務の全部もしくは一部の停止を命じることがあります。

なお、指定管理者が共同事業体で、その構成団体の一部（代表団体を除く）が業務の継続が困難となった場合には、残存する構成団体によって業務が継続できると市が認めたときは、業務の継続を認めることがあります。

(2)　指定が取消された場合等の賠償

上記により指定管理者の指定が取消され又は業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者は、市にそのことにより生じた損害を賠償しなければなりません。

(3)　指定管理者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難になった場合、市と指定管理者は、業務の継続の可否等について協議するものとします。その結果、継続が困難と判断した場合、市は指定管理者の取消し又は業務の全部もしくは一部の停止を命じることができるものとします。

18　指定及び協定の締結

(1)　指定手続き

選考された団体については、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を横須賀市議会に対して提出し、議決された場合に指定管理者として横須賀市長が指定します。指定にあたっては、当該団体に対し文書で通知します。

横須賀市議会への提出は令和３年12月定例議会を予定しています。

なお、議会の議決を経たうえで指定管理者として決定することになりますのであらかじめご承知置きください。

(2)　協定の締結

指定管理者に指定された団体は、市と協議の上、基本協定を締結します。

また、基本協定の締結後に、事業年度毎の協定を締結します。

なお、協定書の解釈についての疑義及び定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

19　業務を実施するにあたっての留意点

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施してください。

(1)　関連法令等の規定に基づいた運営を行うこと。

(2)　公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこと。

(3)　指定管理者として主体的に業務に取り組むとともに、市と連携を図った運営を行うこと。

(4)　指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程等を作成する場合は、市と協議すること。

(5)　指定管理者会計専用の口座を設けて、経費及び収入は適正に管理すること。

(6)　募集要項、仕様書及び協定に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について、定めのない事項又は疑義が生じた場合については市と協議すること。

(7)　市は、必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の検査を行い必要な指示を行うことができること。

20　事業報告書等の提出について

(1)　指定管理者は、月毎の管理業務の運営状況について市が指定する様式により、翌月15日までに報告してください。

(2)　指定管理者は、応募時に提出した実施予定表に基づき、四半期ごとに提案事業等の実現状況を自己評価した実施予定表及びその他報告に必要な書類を各四半期終了後の翌月15日までに報告してください。また、年に１度、市は提案事業等の実現状況について評価を行います。実施予定表及びその評価については、次期指定管理者選考の際に、参考資料として選考委員会へ提供いたしますので、あらかじめご承知おきください。

(3)　指定管理者は、会計期間終了後、施設の管理に係る事業報告書及びその他報告に必要な書類を５月25日までに報告してください。

(4)　上記の事業報告書等について、市が決算報告等で公表する必要があると認める場合には、事業報告書等の内容を市が無償で使用できるものとしますので、あらかじめご了承ください。

21　事業の引継ぎ

指定管理者となる団体は、市と協議を行い、順次引継ぎ準備を行っていただきます。これに要する費用は、指定管理者となる団体の負担とします。引継ぎ準備期間中に職員の採用、施設管理業務やサービスに関する研修等を行い、スムーズな移管ができるようにしてください。

また、指定期間終了若しくは指定取消しにより、次期指定管理者に業務を引継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに必要なデータを提供しなければなりません。

22　スケジュール

令和３年７月20日（火）　　応募者説明会・現地見学会

７月28日（水）～７月30日（金）	質問受付
８月５日（木）～順次回答	質問に対する回答
８月27日（金）～８月31日（火） ※土日祝日を除く	募集（申請受付）期間
10月中旬（予定）	ヒアリング及びプレゼンテーション
11月（予定）	選考結果の通知
12月（予定）	指定管理者指定議案の提出
12月（予定）	指定管理者の指定、告示
令和４年１月～３月（予定）	基本協定の締結、引継ぎ等
４月１日（金）	年度協定締結、施設の管理開始

23　その他

(1)　自主事業

指定管理者は、三笠公園ほか４箇所の設置目的に合致し、かつ業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとします。

ただし、あらかじめ市の承認を受けなければなりません。なお、うみかぜ公園（とりわけ芝生広場）についてはエンターテイメント施設の誘致が検討されるなど、状況によっては管理業務に変更が生じるとともに自主事業の実施に制限がかかる場合がありますので、自主事業を実施する際はご留意ください。

当該自主事業の提案については、様式６「事業計画書(15)自主事業」に記載してください。また、自主事業により生じた剰余金を指定管理施設の管理経費に充てる場合は、充当する金額を様式９「三笠公園ほか４箇所指定管理業務収支予算書」に記載してください。

(2)　実績数値の公表

地域貢献策などの選考基準の項目については、毎年度、実績数値の報告を求めており、その内容を公表する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(3)　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に関する対応について

平成 28 年４月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、横須賀市では「横須賀市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（以下、「対応要領」）」を定めています。指定管理業務の実施に当たっては、対応要領に沿った対応をしてください。

また、障害のある方から求めがあった場合には、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮（講演会等の行事に手話通訳者や要約筆記者を配置すること等）を行うことが法的義務（民間事業者は努力義務）となっていますので、以下のとおり対応してください。

ア. 仕様書等に規定する指定管理業務については、合理的配慮の提供は法的義務となります。
　経費は、市の負担となります。

イ. 自主事業については、合理的配慮の提供は努力義務となります。
　経費は、指定管理者の負担となります。

(4)　観光立市推進アクションプランについて【観光での利用が見込まれる施設のみ】

本市では、観光で地域経済を活性化させるため、平成 29 年度から観光立市推進アクション

プランに基づいた取り組みを進めております。指定管理業務の実施にあたっては、このプランの趣旨を踏まえた対応に努めてください。（例：施設内での観光パンフレットの配架、観光ポスターの掲示、公衆無線ＬＡＮの整備等）

(5)　ウェブアクセシビリティについて

指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を発信する場合は、すべての人が適切に情報を得られるよう、アクセシビリティに配慮してください。

(6)　市内優先調達

本市では、平成 26 年度から市内経済の活性化を図るため、市にゆかりのある企業の製品を優先調達したり、地元事業者に優先的に事業を発注したりする取り組みを行っております。

本件業務の実施にあたっては、この取り組みの趣旨を踏まえた対応に努めてください。

≪添付資料≫

資料１　仕様書　資料２　自動販売機売上・利用料金制施設の利用及び収入実績

資料３　施設概要　資料４　修繕実績　資料５　各種エネルギー等使用状況

資料６　備品明細　資料７　説明会参加申込書　資料８　質問シート

問合せ先
横須賀市環境政策部公園管理課

〒238-8550　横須賀市小川町11番地
電話　046-822-9799
FAX　046-821-1523